

障がい者虐待防止に関する法律の早期制定を求める意見書

家庭において介護が必要な障がい者を放置したり、施設内で障がい者に暴力を振るうなどの虐待が全国で発生している。

子どもや高齢者に対する虐待防止については、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法が制定され、その結果、虐待を発見した者の通告義務により早期発見と対応、さらには養護者への支援対策が可能になるなど、虐待防止と救済対策が大きく前進したところである。

一方、障がい者については、平成十六年に福岡県内の知的障がい者施設で発生した虐待事件を契機に各方面で防止対策の取り組みが行われたものの、法制化には至っていない状況である。

家庭や施設などの閉ざされた場所で行われる障がい者に対する虐待は顕在化しない場合も多いといわれており、虐待の早期発見や通報の義務化など、社会全体として虐待防止に取り組むための法整備が強く望まれるところである。

よって、国会及び政府におかれては、障がい者への虐待は決して許されないという理念を明確にうたった障がい者虐待防止に関する法律を早期に制定するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 阿 部 英 仁

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
厚生労働大臣	舛添 要一 殿